

令和4年

茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年6月29日（水）

令和4年第7回茅ヶ崎市農業委員会総会議事録

令和4年6月29日（水）午後2時00分

茅ヶ崎市役所本庁舎4階 会議室5

○ 議事日程

- 第1 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3 議案第28号 非農地証明願について
- 第4 議案第29号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について
- 第5 議案第30号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について
- 第6 議案第31号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
- 第7 議案第32号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- 第8 報告第15号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について
- 第9 報告第16号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分
の報告について

出席委員

1 番	鈴木	邦夫	君	8 番	廣瀬	正実	君
2 番	原田	勝幸	君	9 番	三橋	清高	君
3 番	高橋	久雄	君	10番	野崎	雅博	君
4 番	石射	祥光	君	11番	阿部	富美	君
5 番	村越	重芳	君	12番	齋藤	和子	君
6 番	遠藤	信行	君	13番	吉田	恵子	君
7 番	小澤	昇	君	14番	石腰	明美	君
区域 2	生川	仁	君	区域 3	高橋	宗一	君
区域 4	永野	晃	君	区域 5	平牧	直樹	君

事務局職員出席者

事務局長 谷川 広志 君

局長補佐 伊藤 和範 君

午後 2 時00分開会

○議長（原田勝幸君） それでは、ただ今より令和 4 年第 7 回茅ヶ崎市農業委員会総会を開催いたします。

当総会は、委員数14名の全委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第 3 項の規定により、成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日は担当区域の推進委員 4 名にも出席していただいております。

最初に、議事録署名人をご指名申し上げます。9 番三橋清高委員、10 番野崎雅博委員、以上のご両名によろしくお願い申し上げます。

それでは、議事日程に従い順次審議をお願いいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第 1、議案第26号、農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 番案件を上程いたします。

区域 5 平牧委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。なお、質疑は報告後一括して行います。

○区域 5（平牧直樹君） 議案第26号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、1 筆、畑、552㎡でございます。権利の種類は、所有権の移転です。

申請理由としましては、譲受人は営農拡大のため、譲渡人は営農に協力するためです。

今後につきましては、なす、かぶを作付けする予定です。

譲受人の耕作面積は、申請地を含み170アールです。当該地区の下限面積は30アールです。

労働力につきましては、本人36歳、従事日数300日、専業、妻31歳、従事日数100日、専業、父71歳、従事日数300日、専業、母69歳、従事日数250日、専業でございます。

農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第2、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

5番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○5番（村越重芳君） 議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請についてご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

申請地は、2筆、内1筆は一部、いずれも現況畑、合計2,633㎡でございます。

申請目的は、車両置場です。農地区分は第2種農地、権利関係は賃借権の設定でございます。

申請理由としましては、譲受人は、現在、車両置き場として2カ所土地を借りていますが、退去を賃貸人から求められており、新たな車両置き場が必要になったとのことです。1カ所に集約できる場所を探していたところ、現在借りている車両置き場のすぐ近くとなる当該地が見つかり選定したとのことです。

工事計画につきましては、整地をしたのち、砂利敷きとします。隣地への被害防除につきましては、既存の土留めを活かし、土留めのない部分につきましては、隣接地との高低差に応じて単管パイプもしくはH鋼で土留めを施工し、土砂の流出を防ぎます。

雨水につきましては敷地内において自然浸透とし、オーバーフロー分は南側にある河川に流れるよう勾配を取る施工としています。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございました。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第27号、農地法第5条

の規定による許可申請について報告のとおり許可することを決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(原田勝幸君) 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長(原田勝幸君) 日程第3、議案第28号、非農地証明願についてのうち1番案件から4番案件までを一括して上程いたします。

5番 村越委員より、議案の説明および現地調査結果の報告をお願いします。

○5番(村越重芳君) 議案第28号、非農地証明願について、1番案件から4番案件までを一括してご報告いたします。

いずれの案件につきましても、今回、現況と登記地目を合わせるため申請されたもので令和4年6月15日、市川委員と事務局2名で現地を調査してまいりました。

～ 案件について内容を説明 ～

1番案件の申請地は、登記地目 畑、595㎡、1番案件と同一敷地内にある2番案件の申請地は、登記地目 畑、291㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は、昭和45年6月10日の都市計画法による線引き以前より納屋が建っており、農地として利用されることなく現在に至っております。

3番案件の申請地は、登記地目 畑、770㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は病院の駐車場として使用され、農地として使用されることなく現在に至っております。

4番案件の申請地は、登記地目 畑、64㎡でございます。

申請理由としましては、当該地は道路敷の土手として樹木が生育し、農地として使用されることなく現在に至っております。

いずれの案件におきましても、当該地の現況は農地に復元することが困難であること、転用後10年以上経過していること、この事実を1番及び2番案件につきましても、昭和46年度固定資産税台帳登録証明書、3番及び4番案件につきましても、平成8年10月21日撮影の国土交通省国土地理院による航空写真により、客観的に証明できることから、「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」の別表1に掲げる項目の「建築物」、「駐車場等」、「山林」に該当し、非農地要件をすべて満たしていることを確認いたしました。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長(原田勝幸君) ありがとうございました。次に事務局より補足説明がございます

か。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

○1番（鈴木邦夫君） 1番と2番案件は、8月の農地パトロールの対象になっていないですね。

○局長補佐（伊藤和範君） 対象にはなっていません。

○議長（原田勝幸君） ほかにご意見ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第28号、非農地証明願については、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第4、議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等について1番および2番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後一括して行います。

1番案件については、区域3 高橋宗一委員より、2番案件については、区域2 生川委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

1番案件から報告をお願いいたします。

○区域3（高橋宗一君） 議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてのうち1番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで所有権の移転及び貸し借りをを行うもので、茅ヶ崎市が農業経営基盤強化促進法に基づき利用権集積計画を作成し、農業委員会が決定するものでございます。

～ 1番案件について内容を説明 ～

利用権を設定する農地は、1筆、畑、601㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年7月1日から令和6年12月31日までで、権利の種類は、賃借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続いて2番案件の報告を生川委員お願いいたします。

○区域2番（生川仁君） 2番案件をご報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

利用権を設定する農地は、1筆、畑、1,246㎡でございます。

利用権の存続期間は、令和4年7月1日から令和7年6月30日まで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第29号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定等についてを報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第5、議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について、1番案件から3番案件を一括して上程いたします。なお、質疑は報告後、一括して行います。

1番案件については、区域4 永野委員より、2番案件及び3番案件については、5番村越委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

1番案件を永野委員から報告をお願いいたします。

○区域4（永野晃君） 議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定等についてのうち1番案件をご報告いたします。

本案件は、農地の有効利用に努めるため農地法の手続によらないで貸し借りを行うもので、茅ヶ崎市が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用配分計画を作成する際に、農業委員会へ意見を聴くこととなっております。

～ 1番案件について内容を説明 ～

権利を設定する農地は、1筆、現況畑、1,652㎡でございます。

権利の存続期間は、令和4年6月1日から令和6年3月31日までで、権利の種類は、賃

借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。続いて2番および3番案件の報告を村越委員お願いいたします。

○5番（村越重芳君） 続きまして、2番および3番案件を一括してご報告いたします。

～ 2番案件について内容を説明 ～

2番案件の権利を設定する農地は、1筆、現況畑、849㎡でございます。

権利の存続期間は、令和4年8月1日から令和7年5月31日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

なお、本案件は、先月の総会にて農地中間管理機構として借り受けをご承認いただきました農地に利用権を設定するものです。

続きまして、3番案件をご説明いたします。

～ 3番案件について内容を説明 ～

権利を設定する農地は、3筆、現況畑、合計2,189㎡でございます。

権利の存続期間は、令和4年8月1日から令和7年6月30日までで、権利の種類は、使用貸借権でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第30号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による賃借権の設定について、報告のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第6、議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について1番案件から4番案件を一括して上程いたします。

なお、質疑は報告後一括して行います。

1 番案件から 4 番案件について、9 番 三橋委員より、議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○ 9 番（三橋清高君） 議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についての 1 番案件から 4 番案件を一括してご報告いたします。

本案は、相続税の納税猶予を受けている者が、3 年ごとに、納税猶予を継続したい旨の届出を税務署に提出する際、農業経営を行っていることの証明を添付することになっているため、証明願が提出されたものでございます。

～ 1 番案件について内容を説明 ～

令和 4 年 6 月 14 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で現地調査を致しました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

2 筆、いずれも畑、合計 772㎡につきましては、一体として耕作されており、枝豆、ナスなどが作付けされておりました。

農機具の保有状況につきましては、トラクター、管理機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 73 歳、従事日数 240 日、専業、妻 71 歳、従事日数 240 日、専業、長男 43 歳、従事日数 240 日、専業でございます。

続きまして、2 番案件をご報告いたします。

～ 2 番案件について内容を説明 ～

令和 4 年 6 月 15 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で現地調査を致しました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

1 筆、田、991㎡につきましては、水稻が栽培されておりました。

4 筆、いずれも現況畑、合計 1,249.3㎡につきましては、一体として耕作されており、里芋、枝豆、トマト、ネギ、カボチャが作付けされているほか、柿が肥培管理されておりました。

2 筆、いずれも田、627㎡につきましては、水稻が栽培されておりました。

農機具の保有状況につきましては、耕運機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人 77 歳、従事日数 200 日、専業、妻 75 歳、従事日数 200 日、専業でございます。

続きまして、3 番案件をご報告いたします。

～ 3 番案件について内容を説明 ～

令和 4 年 6 月 15 日、担当委員 1 名、事務局 2 名で現地調査を致しました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4筆、いずれも畑、合計313.94㎡につきましては、一体として耕作されており、キュウリ、ナス、ネギ、トマト、インゲンなどが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、耕運機、刈払機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人80歳、従事日数360日、専業、妻79歳、従事日数360日、専業、長女50歳、従事日数200日、専業でございます。

続きまして、4番案件をご報告いたします。

～ 4番案件について内容を説明 ～

令和4年6月14日、担当委員1名、事務局2名で現地調査を致しました。

特例農地の耕作状況をご報告いたします。

4筆、いずれも畑、合計1,562㎡につきましては、ハウス内でトマトが作付けされているほか、露地でショウガ、サツマイモが作付けされておりました。

農機具の保有状況は、耕運機、トラクター、田植機、その他一式でございます。

労働力につきましては、本人84歳、従事日数300日、専業、妻83歳、従事日数300日、専業、長男59歳、従事日数300日、専業、長男の妻58歳、従事日数300日、専業でございます。

以上、4案件すべてにおいて農業経営されていることを確認致しました。

よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございますか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第31号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第7、議案第32号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についてを上程いたします。

区域5 平牧委員より議案の説明及び現地調査結果の報告をお願いします。

○区域5（平牧直樹君） 議案第32号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、ご報告いたします。

～ 案件について内容を説明 ～

本案件は、該当者が昨年、お亡くなりになったことに伴い、当該生産緑地の買い取り申し出をするにあたって、該当者が生前、主たる従事者であったことの証明願いが提出されたものでございます。

申請者は、該当者の子でございます。令和4年6月15日、事務局2名と一緒に現地調査をしてまいりました。

買い取り申し出地は、1筆、登記地目田、1,116㎡のうち923.8㎡でございます。

現地では、ネギとナスが作付けされているほか準備中でした。

該当者は、生前、当該地の主たる従事者でしたが、今後、申請者が耕作していくことが難しいため買取申し出をしたいというものでございます。

以上、よろしくご審議の程お願いいたします。

○議長（原田勝幸君） ありがとうございます。次に事務局より補足説明がございませうか。

○局長補佐（伊藤和範君） 特にございません。

○議長（原田勝幸君） では、これより質疑に入ります。ご意見ご質問ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「なし」と認め、採決をいたします。議案第32号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願いについて、報告のとおり証明することを決定するに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） 「異議なし」と認め、さよう決定をいたします。

○議長（原田勝幸君） 日程第8、報告第15号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分報告についてを、上程いたします。事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 8ページ報告第15号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から3番案件で、転用目的は住宅敷地でございます。

こちらの案件は、届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会

規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第15号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

○議長（原田勝幸君） 日程第9、報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを上程いたします。

事務局より報告をお願いします。

○局長補佐（伊藤和範君） 9ページ報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

1番案件から16番案件で、転用目的は、住宅敷地のほか、駐車場、物置敷地でございます。権利関係は、所有権の移転でございます。

これらの案件は、いずれも届出に必要な書類が完備されておりましたので、茅ヶ崎市農業委員会規程第17条の規定により、事務局長において専決処分したものでございます。

なお、受理通知書につきましては、既に届出者に交付いたしております。以上、ご報告申し上げます。

○議長（原田勝幸君） 事務局の報告が終わりましたが、これに対するご質疑をお伺いいたします。ご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（原田勝幸君） ご質問がないようですので、報告第16号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分の報告についてを終わります。

以上で、本日の審議並びに報告事項はすべて終了しました。慎重審議をいただき厚くお礼申し上げます。それでは、以上をもちまして、令和4年第7回茅ヶ崎市農業委員会総会を閉会といたします。ご協力ありがとうございます。

午後2時38分閉会

ここに会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

議 長

委 員

委 員